

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 18 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730249

研究課題名（和文） アメリカ中央銀行制度の起源流～黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度研究

研究課題名（英文） Research for the banking system in Indiana State at the dawn of U.S.A., as the new root of central banking system.

研究代表者

大森 拓磨（OMORI TAKUMA）

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：00334219

研究成果の概要（和文）：本研究の目標は、フリーバンキング論批判の観点から、中央銀行なき時代のアメリカ各地で中央銀行的な機能が自生する構造を探ることにあった。そのなかでインディアナ州の銀行制度が、複数の支店銀行を州域内の各行政区に配置し州都の本店銀行で統轄するという、現在のアメリカ連邦準備制度のデザインに連なる独特な銀行間組織をすでに紡ぎ出していたことを突き止め、通貨・信用秩序の健全性維持に向けた中央銀行的な機能を帯びた制度や組織が地域単位で形成・発展・衰退する具体的な過程を解明することができた。

研究成果の概要（英文）：The object of this research is to study the mechanism of the spontaneous process of the central banking functions at the dawn of U.S.A., as the point against free banking theory. In this research, I have been able to clear that the original banking system like the form of FRB was made in Indiana State, and that the vicissitudes of this banking system was the process to obtain the prudence of money and financial order regionally.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：経済学

科研費の分科・細目：財政学・金融論

キーワード：中央銀行，フリーバンキング，アメリカの銀行制度

## 1. 研究開始当初の背景

南北戦争以前の中央銀行なき時代におけるアメリカの銀行制度の態様が、いわゆるフリーバンキング論の成否どちらを裏付ける事例なのか、興味深い学問的課題として国際的に注目されている。この命題を肯定する立場は、中央銀行の介入なき自由放任に基づく

各金融機関の競争的活力が各地の通貨・信用秩序の安定をもたらしたのだという論陣を張り、論壇の主流を成している。逆にこの命題を否定する立場は、中央銀行なき自由放任の状況下において各金融機関による私利の飽くなき追求が通貨・信用秩序の混乱をもたらしたのであり、秩序の健全性維持を求める

観点から、中央銀行に準じた制度や組織の体系が地域単位で模索されてきた過程なのだと見る。果たして、黎明期アメリカの銀行制度の態様は上掲の肯定・否定のどちらの立場を裏付ける歴史的事例であったのか。対立する評価に分け入って、緻密な実態分析を行い、それに基づいた理論的評価の再考を促すことが学問的に求められている。私自身は、おもに否定の側に立ち、肯定側・否定側それぞれの先学の意義・限界を踏まえて、独自の仮説を立てて研究を進めてきた。すなわち、南北戦争前のアメリカの銀行業や銀行制度の態様は、中央銀行なき状況下で通貨・信用秩序の不安定性に対処すべく中央銀行的な仕組みを州ないし地域単位で捻出しようとした苦闘の過程そのものであり、このときの所産がフリーバンキング論を積極視する実例としてではなく、むしろ現代のアメリカ中央銀行制度を織り成すさまざまな仕組みのルーツになっているのではないかと、という仮説である。この仮説を明らかにしようと、南北戦争以前におけるアメリカ各州の銀行業や銀行制度の全貌を解明すべく、一次資料や当時の出版文献などを発掘・渉猟しながら地道に探究を進め、研究成果を積み重ねてきた。こうした研究を進めるなかで、南北戦争以前のアメリカのそれも中西部諸州のひとつ、インディアナ州において自生した銀行業ならびに銀行制度の態様に、現代のアメリカ中央銀行制度の仕組みの形成に連なりうる瞠目すべき特徴が備わっているのではないかと、この着想を得るに至ったのである。以上が、研究を開始した当初の背景であった。

## 2. 研究の目的

南北戦争以前のアメリカの銀行制度の展開は、フリーバンキング論の成否どちらを裏付ける実例なのか。この論争に対して、私自身は上掲の立場に沿って、本研究を通じて、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度がフリーバンキングの過程で円滑に生まれたものではなく、中央銀行なき状況下で通貨・信用秩序の動揺に対処しようとした中央銀行的な仕組みを州単位で生み出そうとした苦闘の過程であったという点を示す。これに伴い、南北戦争以前のアメリカの銀行制度の展開がフリーバンキング論の肯定を裏付ける実例とは必ずしも言い切れないという点が明らかとなる。またこの銀行制度が、実は、エリア内を複数の地区に分割して通貨・信用秩序の自治的な統轄を行わせながらも、同時に、州都に理事会を置いてエリア内全体の金融政策の決定会合を行うといった、地方分権性と中央集権性とが混交する独創的な仕組みを持ち、この独創的な銀行制度の仕組みが、のちのアメリカ中央銀行制度の新源流として位置づけられうる旨の仮説が立ち、この点

の論証に向けて取り組んでいく。以上が研究の目的である。

## 3. 研究の方法

本研究は研究代表者がすべて単独で行うかたちをとった。そのうえで、以下2つの点に絞って研究の計画を立てた。すなわち、(1) 南北戦争以前における黎明期アメリカ・インディアナの銀行業および銀行制度に関する緻密な実態分析を進める。(2) 研究の進捗が著しく早い世界各国のいわゆるフリーバンキング論研究の最先端の状況を逐一把握し、最新の研究の到達点および問題点の掌握に努め、現在進めている黎明期のインディアナの銀行業・銀行制度に係る実態分析の結果がいわゆるフリーバンキング論の展開をめぐる最新の学問的な論争に対してどのようなインパクトを与えることができるのかを徹底的に追究する。

(1)については、インディアナの銀行業および銀行制度の実態分析を、発展期(1834-1842年)、混迷期(1842-1855年)、衰退期(1855-1865年)の3つの段階に分けて行うこととした。具体的には、当時インディアナ州議会に提出されていた州銀行監督官報告書や州上院・下院の銀行委員会報告書、事業報告書、収支決算報告書、銀行役員手書メモなどの貴重な公文書資料・第一次資料を、上述の3つの段階領域ごとに分類して蒐集し、集めた文献や各種資料の読み込みに全力を傾けるようにした。これらの文献や各種資料の所在については、アメリカ北東部の中西区域にあるインディアナ州立大学や州立図書館・公文書館などのアーカイブス所蔵施設に集積していることがすでに本研究の着手前に確認されていた。また日本国内においても、国立国会図書館をはじめ各地の国公立・私立大学の附属図書館ないし蔵書施設に、研究の遂行上重要と考えられる資料が散在していることが確認されている。本研究を効率的にかつ経費節約的に進めるために、研究に必要な海外・国内のアーカイブス資料については、「所定の手続きを踏まえインターネットからの取得が可能な電子資料」「所定の手続きを経て郵送可能な紙媒体資料やマイクロフィルム印刷資料」「所定の手続きを踏まえ複写郵送や現物貸借が不可能な貴重資料」の3点に選別し、入手しやすいアーカイブスから蒐集を随時進めてきた。なかでも「所定の手続きを経て郵送可能な紙媒体資料やマイクロフィルム印刷資料」については、所属研究機関の附属図書館などの窓口を介した相互貸借契約に基づき複写資料や現物資料を送付してもらうようにした。「複写郵送や現物不可の資料(おもに手書資料や禁帯出の貴重文献・資料ならびにマイクロフィル

ム保蔵の資料など)については、直接現地のアーカイブ施設へ赴くことも視野に入れたさまざまなアクセスを模索のうえ駆使して、閲覧による書写や複写による入手を積極的に試みてきた。

(2)については、世界各国のさまざまな研究施設において発行されているワーキングペーパー・ディスカッションペーパーの類いや学会誌・専門書籍などの渉猟が研究遂行のうえでの中心となる。昨今のサブプライム問題を端緒としたアメリカ発の世界的な金融危機とその対応をめくりアメリカの中央銀行制度であるFRBの対応が学問的な注目を浴びてきていたということもあって、ここ数年の間に、アメリカ経済の景気変動と中央銀行の機能や動向との関係についての理論的・制度論的な研究成果が専門書籍として頻繁に刊行される状況にあった。そのうえで、国内外における最新の研究成果の動向を逐次確認するかたちで、書籍として刊行されている洋書・和書文献の購入・熟読による論点整理を試みてきた。専門書籍の蒐集および論点整理は、アメリカ経済(景気変動)の展開に係る図書、19世紀のアメリカ経済に係る図書、フリーバンキング論(金融理論)に係る図書の計3つの範疇に分け、それぞれの範疇の最新の研究成果を横断的につき合わせるにより、効率的にかつ効果的に行ってきた。

#### 4. 研究成果

上掲の研究計画ならびに研究方法に基づいて、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度に関する実態分析を行い、上述の研究計画に記した の3つの段階について、以下に掲げるような内容の、具体的な研究成果を得ることができた。

##### (1) 発展期：

当時のインディアナ州は、主軸の農業・副軸の商業に加え、州域内の開発事業が台頭する。各地区に置かれた複数の支店銀行を抱え本店銀行の理事会が統轄するという組織を備えた、半官半民の出資形態である単一の州法銀行、The State Bank of Indianaは、各支店銀行が短期融資を軸に与信を順調に展開する。景気が過熱するなか、The State Bank of Indianaの手形割引は約束手形が為替手形を上回るかたちで推移し、銀行間融資も、支店銀行間の融通と、支店銀行と他の銀行との融通共に規模を拡大させる。発券も増え、要求払債務の総額が拡大するなか、正貨保有高は顕著な伸びを見せ、準備率が高い水準で推移し、安定した業態が維持された。The State Bank of Indianaは、景気の過熱時にインディアナ州域内の通貨・信用秩序を過度に膨張さ

せずに落ち着かせることに成功した。未曾有の世界恐慌である1837年恐慌ならびにその後の1839年恐慌の襲来にも、The State Bank of Indianaは正貨の支払いを部分的に止める奇策を打ち、その全面停止を回避するという、全米でも稀有の措置をとった。また、The State Bank of Indianaは、相対的に高い準備率を背景に、規模を縮めながらも与信や銀行間融資を継続させた。これによりインディアナ州域内における通貨・信用秩序の安定化を実現し、連邦政府からの信頼も寄せられることとなる。The State Bank of Indianaは全米の他地域から注目される存在となった。このように、The State Bank of Indianaは度重なる世界恐慌の襲来に対し、州域内の通貨・信用秩序の健全性維持を実現させ、地域単位における中央銀行的な機能の一部を果たす役割を担ったのである。

ところが、そうした公共性を帯びた役割が担われてきたその背後に様々な問題点も存在した。例えばThe State Bank of Indianaは、各支店銀行が自らの役員や株主の一部に不明朗な内部融資を慣行化させていたことや、大多数を占める農業従事者の存在を尻目に極少数の商人向け融資を積極的に行っていたことなどである。これらの問題点に対し、州議会は特別監査の実施を決め、長期に渡る監査が実施される。この結果、内部関係者による内部融資の跋扈と為替手形の架空取引の発覚、保有手形における資産評価の仕方の食い違いなどが明るみとなり、減資や債務者の役員登用の禁止などの制度改革が実施された。

##### (2) 混迷期：

全米を脅かした世界恐慌の襲来を経て1840年代に入ると、アメリカ経済の復調と共にインディアナ州の経済も上昇の基調に入る。The State Bank of Indianaによる与信や利益の獲得は右肩上がりに伸び、The State Bank of Indianaは業績を回復させてゆく。だが一方で、インディアナ州ではThe State Bank of Indianaの成立に尽力したウィッグ党に代わり民主党が州議회를リードする時代に入る。民主党は、州域内の通貨・信用秩序を管理するThe State Bank of Indianaの独占性の拡大を懸念し、既存の銀行制度の改変を志向する考え方を根強く持っていた。州議会での民主党の勢力が強まるにつれ、The Second State Bankの理事や総裁に民主党員の人物が就任したり、一部の支店銀行で経営危機が明るみになったり、支店銀行の新設が州議会で修正のうえなんとか認められてもThe Second State Bankの理事会が満場一致での容認を決められなかったりするなど、既存の銀行制度の拡張が抑えられる機運や志向が社会的に高まる。この趨勢のなか、州憲法の改定期と重な

る絶妙の時機で、The Second State Bankの特許の更新をめぐる論議が高まる。The Second State Bankの存否を含む既存の銀行制度のあり方は、州憲法の改定をめぐる主要な論題のひとつとして憲法会議の俎上に載せられる。憲法会議では、特許の期限を機にThe State Bank of Indianaを廃止する旨の論調がさらに強まる。そして既存のものに代わる銀行制度として、準則主義に基づき所定の基準さえ満たせば万人に銀行創設の機会が開かれるという自由銀行制度の導入論が憲法会議で存在感を増し、議長の制御が利かなくなるほど論戦は白熱さを増す。期限を迎え一方的に打ち切られた憲法会議を経て制定された新州憲法においては、州特別法に基づく特許制を踏まえた州法銀行制度のかたちと、一般法に基づく自由銀行制度のかたちとが並存しうる射程を備えた内容の条項規定が示され、複数の銀行制度の展開が法的に基礎付けられた。その後すぐ一般銀行法が制定されて自由銀行制度が導入され、州域内の銀行数は激増する。だが、銀行参入の自由度を上げたことと引き換えに、経営実態の不明朗ないわゆる山猫銀行の簇生や、額面通りの正貨との兌換が怪しい各種銀行券の増発および市中での滞留が招かれてしまう。通貨として流通する一部の銀行券は減価し、州域内の通貨・信用秩序はかえって混乱を極め、全米でも屈指とされたこれまでの厳格な秩序管理と健全性維持がまるで幻であったかのような状態に陥ることとなる。こうした事態を眼前にしたThe State Bank of Indianaは、特許の期限が刻々と迫りくるなか、総裁選を粛々と執り行ったり、減価し滞留した各種銀行券を回収しては正貨との兌換請求を発行元の自由銀行に対し繰り返し行ったりして、存在感を示すこととなった。そして自由銀行制度の展開をめぐる諸問題を解決するために一般銀行法が一部改定され、新規の一般銀行法として制定される。また新規の一般銀行法の制定と同時に、特許の更新が望み薄の状態にあってThe State Bank of Indianaの消滅の可能性を見越した一部の超党派の議員集団の運動を通じ、新州憲法に則って、特許制に基づく単一の州法銀行制度の形態の継承が図られ、結果的に新しい州法銀行、The Bank of the State of Indianaの創設および特許の交付が州議会で承認されるに至る。The Bank of the State of Indianaは、複数の支店銀行を抱えた単一の州法銀行の形態、各支店銀行間で経営責任を保証しあう点や、各支店銀行における手形割引の総額規制など、かつてのThe State Bank of Indianaの展開の過程で培われた仕組みの一部がモチーフとなって参考にされたうえで、特許の更新が行われぬまま消滅の公算が高いThe State Bank of Indianaなきあと、それに代わる新規の州法銀行として活動できる

よう、予め制度的に準備されることになったのである。

### (3) 衰退期：

新設された単一の州法銀行、The Bank of the State of Indianaは、銀行間組織の独創性においてこそかつてのThe State Bank of Indianaの組織形態を踏襲したものの、人事や資金面で州政府の関与が否定されたり、資本金の容認限度額や支店銀行数の増大など、異なる仕組みも見受けられた。ところが、開業直後のThe Bank of the State of Indianaに1857年恐慌の襲来という大試練が早くも訪れる。これに対し、The Bank of the State of Indianaの総裁であったHugh McCullochは、かつてThe State Bank of Indianaの支店銀行の頭取時代に経験した1837・39年の世界恐慌の経験を踏まえ、正貨による支払いの部分的な停止を実践し、その全面停止を回避する措置をとる。これにより、またしても、全米の他の地域とは異なるかたちでインディアナ州域内が決済事業の継続を実現させる場というかたちとなり、インディアナ州域内で発行された各種銀行券は減価が防がれ、信頼性の高い信用貨幣として全米各地で流通するようになる。1857年恐慌の襲来で自由銀行制度は瓦解寸前に追いやられるが、The Bank of the State of Indianaの銀行間組織は恐慌による影響を巧みに跳ね返すだけのしなやかさが存在した。The Bank of the State of IndianaはかつてのThe State Bank of Indianaに比して、正貨保有額や準備率のみならず、手形割引や要求払債務、銀行間融資などの事業規模を凌駕しつつ、順調に自らの事業規模を拡大させてゆく。The Bank of the State of Indianaは、かつてのThe State Bank of Indianaを上回る事業規模を背景に、インディアナ州域内の通貨・信用秩序を管理する司令塔として、その健全性維持を実現するという、全米でも比類なき事柄を成し遂げた。

だが、南北戦争の勃発がこうした独創的な銀行制度の展開自体の終焉をもたらす契機となってしまった。戦争の長期化で連邦政府は戦費の調達に苦しみ、全米各地で正貨の逼迫が懸念される。The State Bank of Indianaはいち早く発行銀行券を回収し兌換を進めるなど、難局に機敏に対応した。しかしながら全米の状況はさらに厳しいものとなり、連邦政府は国法銀行制度の導入を決める。州益を左右する銀行業において連邦が州に介入することに各州は反対し、その急先鋒のひとつがこれまで州域内の通貨・信用秩序の健全性維持を独自に展開し続けてきたインディアナ州であった。The State Bank of IndianaのHugh McCulloch総裁は、反対の意を直談判するため連邦政府に乗り込むが、時の連邦財務長官から文書による説得と逆に連邦通貨監督官

の就任依頼を受ける。Hugh McCulloch 総裁は、南北戦争の長期化という国家的危機の対処に向けた必要性和、額面通りの兌換が確実に保証された健全な信用貨幣を全米で安定的に流通させるための体系を構築させる必要性とを痛感し、翻って連邦通貨監督官の就任を受諾し、連邦政府における国法銀行制度の導入の最前線の責任者となることを決意する。すなわち彼は、これまでインディアナ州域内で試行錯誤しながら培われてきた、通貨・信用秩序の健全性維持に関する実践のノウハウを、今度は全米単位・連邦規模にまで拡大させて国法銀行制度の導入を手がかりに進めていくことに尽力する決意を固めるのである。インディアナにおける経験は Hugh McCulloch の手を介し、国法銀行制度の整備・拡充というかたちで連邦単位で発展的に活かされることとなる。特に、全米に散在する各国法銀行を統一的に監査するための仕組みと、各国法銀行が発行する信用貨幣すなわち国法銀行券の額面通りの集中的な兌換を執り行うためのキーステーションとして、連邦通貨監督局の創設に彼は尽力する。また、各国法銀行が得た利益の一部を原資に積み立てた剰余基金の仕組みを整備するなど、かつてインディアナ州域内で苦悶の果てに捻出された通貨・信用秩序の健全性維持のための仕組みが有力かつ有益なモチーフのひとつとなつて、それが発展的なかたちで国法銀行制度の体系のなかに埋め込まれてゆき、のちのアメリカ中央銀行制度すなわち連邦準備制度の形成に連なる国法銀行制度の深化・充実に貢献してゆくこととなった。

#### (4) 結論：

以上の研究成果の結果、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、実はアメリカ中央銀行制度の形成を導く新たな嚆矢のひとつとして、全米単位で通貨・信用秩序の健全性維持を担保するための制度・組織を育むうえで、隠れた、しかし重要な役割を静かに果たし続けていたということが言えるのである。また、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、いわゆるフリーバンキング論に基づいた、南北戦争前のアメリカの金融・銀行業況に関する歴史観を覆す有力な歴史的事例として、通貨・信用秩序の不安定性にいかに対峙するかという観点から中央銀行的な機能が社会的に要請されるなかで、その機能の一部を州・地域単位で独自に創出させ育成し実現させることのできた、瞠目すべき対象として把持されうるのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### [雑誌論文](計3件)

「大森拓磨「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1855 1865 年 アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として( )」『新潟大学経済論集』(新潟大学経済学会)第92号,査読無,pp.36-77,2012年3月。

「大森拓磨「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1842 1855 年 アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として( )」『新潟大学経済論集』(新潟大学経済学会)第90号,査読無,pp.51-93,2011年3月。

「大森拓磨「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1834 1842 年 アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として( )」『新潟大学経済論集』(新潟大学経済学会)第87号,査読無,pp.43-99,2009年9月。

#### [学会発表](計1件)

大森拓磨「現代の中国経済の実相とアメリカ経済」CIRJE(東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター)主催・政治経済学ワークショップ(於:東京大学),2009年7月。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

大森 拓磨 (OMORI TAKUMA)  
新潟大学・人文社会・教育学系・准教授  
研究者番号:00334219

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号: